

# 第14章 建設業

## 第1節 建設業の振興

### 1 建設業の現状

少子高齢化の進展等に伴い、国や県の財政における社会保障事業費は増加し、公共事業費は規模・割合ともに縮小を続けることが確実な中、県内建設業の再編・淘汰は避けられない状況にあります。

しかし、建設業は、本県の総生産の5.9%、就業者数の10.0%を占めるなど、地域経済・雇用を支える基幹産業の一つです。

また、建設業は、地域の社会資本整備の担い手としてだけではなく、災害や除雪への対応等を通じて、県民の安全・安心の確保に重要な役割を果たしています。

#### ◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	36,552	2,160 (5.9)
雇用者数(県内・就業地ベース)	450,006	46,236 (10.3)
就業者数(県内・就業地ベース)	539,981	53,981 (10.0)

注)「平成20年度秋田県県民経済計算年報」(平成23年2月発行)による。

#### ◆建設業の許可業者数

年 区分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
知事	5,570	5,396	5,373	5,308	5,130	4,920	4,696	4,633	4,613	4,418
大臣	61	58	61	61	58	57	52	50	48	43
計	5,631	5,454	5,434	5,369	5,188	4,977	4,748	4,683	4,661	4,461

注) 各年3月31日現在の業者数である。

#### ◆資本金階層別許可業者数(平成23年3月31日現在)

個人	法人						合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	小計	
1,271 (28.5%)	45	1,120	704	1,255	66	3,190 (71.5%)	4,461
2,436 (54.6%)				2,025 (45.4%)			(100.0%)

### 2 地域を支える建設産業の振興

県民の安全・安心な暮らしの確保に貢献している建設業が、良質な社会資本整備の役割を担い、地域の基幹産業の一つとして存続できるよう、企業合併等を含めた経営力・技術力の強化と、農業、福祉、環境・エネルギーなど新たな活動領域の拡大に向けた環境整備を推進します。

#### 【取組事項】

- ・企業合併等へのインセンティブ付与の拡充
- ・公共構造物の診断・点検技術研修の実施等による技術力向上支援
- ・活動領域拡大のための事前調査・試行、事業立ち上げ段階への支援

平成23年度は「建設業新展開活動支援事業」として次の事業を実施します。

- ① 建設業新展開活動支援助成  
新展開活動立ち上げ支援事業（補助率1／2(限度額500万円／者)）
- ② 技術力研修会  
今後の県有施設の長寿命化に向けて、構造物の点検・診断業務、補修・補強工事等をはじめとした施工技術の向上を図るため、県内若手技術者を対象とした技術研修会を実施する。

## 第2節 入札参加資格審査

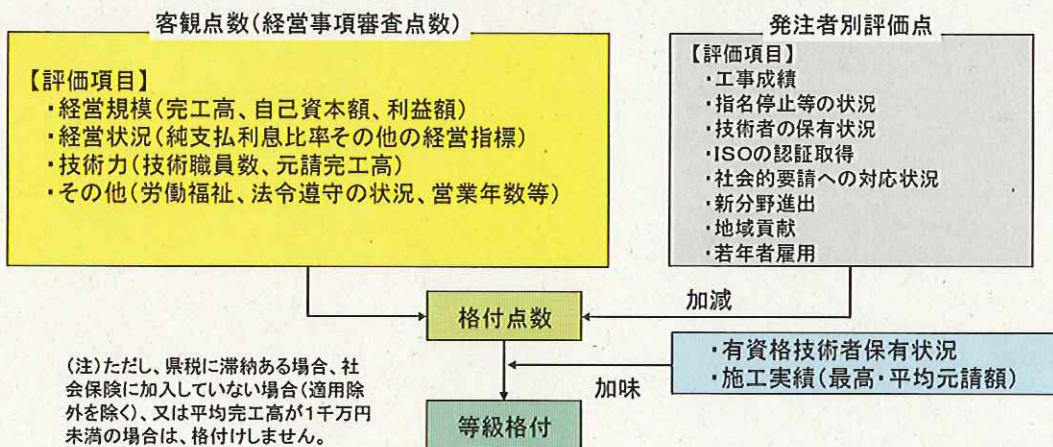
### 1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(発注者別評価点)を加減した点数(総合点)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額・平均元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間に格付け)となっています。

【等級格付の仕組み(県内業者の場合)】H23・24年度適用



### 2 等級・工事別格付業者数(平成23年5月1日現在)

#### ①県内業者

工種 等級	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他	計
A級	165	67	68	86	483	869
B級	235	68	77	95	158	633
C級	377	135	-	-	-	512
計	777	270	145	181	641	2,014

#### ②県外業者

A級	164	76	139	109	576	1,064
合計	941	346	284	290	1,217	3,078

### 3 年度別格付業者数

区分	工種	15	16	17	18	19	20	21	22	23
県内	業者実数	1,812	1,852	1,659	1,663	1,517	1,527	1,351	1,354	1,237
	業者延数	2,630	2,708	2,489	2,517	2,339	2,387	2,157	2,165	2,014
県外	業者実数	719	739	660	675	576	593	519	541	509
	業者延数	1,555	1,579	1,377	1,405	1,192	1,215	1,081	1,114	1,064

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものといいます。

### 第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

透明性の確保 (情報の公表)	<ul style="list-style-type: none"><li>①工事の発注見通しの公表(予定価格250万円超の工事について、原則4月、7月、10月及び1月に公表。インターネットでも公表)</li><li>②入札参加資格者、資格者名簿及び指名基準の公表(随時)</li><li>③業者選定経緯及び入札結果の公表(250万円超の工事について、契約後に公表。インターネットでも公表)</li><li>④契約の相手方、内容等の公表(③に同じ)</li><li>⑤予定価格の公表(4千万円以上は入札前に公表、その他(250万円超4千万円未満)は試行)</li><li>⑥低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ)</li><li>⑦低入札価格調査結果の概要の公表(契約後に公表)</li><li>⑧その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表 など</li></ul>															
公正な競争の促進	<p>①入札参加意欲のある業者を公募するタイプの入札方式の導入</p> <table border="1"><thead><tr><th>入札方式</th><th>対象工事 (原則)</th><th>入札参加地域要件 (原則)</th><th>主な入札参加資格要件 (原則)</th><th>22年度 件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般競争入札</td><td>23億円以上</td><td>制限なし</td><td>・特定A級 ・技術者専任配置 ・経審点数</td><td>0</td></tr><tr><td>条件付き一般 競争入札</td><td>1億円以上 23億円未満 ～1億円未満</td><td>全県 (1億円以上3億円未 満の一般土木工事は ブロック単位) 地域振興局単位</td><td>・同種工事施工実績等 ・請負額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等</td><td>2490</td></tr></tbody></table> <p>②民間技術力を活用する入札方式(VE方式、総合評価落札方式)の試行 ③入札参加基準(発注標準等)の適切な運用 ④見積内訳書の提示(原則4千万円以上) ⑤入札参加資格に関する説明要求、回答の仕組みの措置</p>	入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	22年度 件数	一般競争入札	23億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置 ・経審点数	0	条件付き一般 競争入札	1億円以上 23億円未満 ～1億円未満	全県 (1億円以上3億円未 満の一般土木工事は ブロック単位) 地域振興局単位	・同種工事施工実績等 ・請負額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等	2490
入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	22年度 件数												
一般競争入札	23億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置 ・経審点数	0												
条件付き一般 競争入札	1億円以上 23億円未満 ～1億円未満	全県 (1億円以上3億円未 満の一般土木工事は ブロック単位) 地域振興局単位	・同種工事施工実績等 ・請負額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等	2490												
不正行為の排除	<ul style="list-style-type: none"><li>①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会等との連携)</li><li>②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)</li></ul>															
適正な施工の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>①発注者支援データベースシステムによる技術者専任配置の確認</li><li>②建設工事の施工体制点検等実施要領に基づく立入検査の実施</li><li>③工事成績評定の実施(500万円以上の工事)、評定結果の受注者に対する通知</li><li>④工事成績評定結果等の入札参加資格審査(格付け)への反映</li><li>⑤低入札価格調査制度の厳正な実施(原則4千万円以上)<ul style="list-style-type: none"><li>・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料収集</li><li>・秋田県入札制度適正化推進委員会の意見聴取</li><li>・履行保証割合の引き上げ</li><li>・前払金の支給割合の引き下げ</li><li>・受注者側技術者の増員配置</li><li>・落札業者の施工体制の点検強化</li><li>・工事コスト調査</li></ul></li></ul>															